

探偵業の業務の適正化に関する法律事務取扱要綱の制定について

発出年月日：平成19年08月10日

文書番号：沖例規生企 4

公表範囲：概要

探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）、探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第19号。以下「府令」という。）及び探偵業の業務の適正化に関する法律施行細則（平成19年沖縄県公安委員会規則第8号。以下「施行細則」という。）による営業の開始及び廃止等の届出、届出に係る証明書の交付、探偵業者への指示等に係る事務の取扱い等を定めたものの。